

東京大学外国人留学生特別奨学制度 (東京大学フェローシップ)

平成 21 年度 (4 月期) 研究奨励費候補者募集要項

1. 目 的

この外国人留学生特別奨学制度は、本学に入学する優秀な私費外国人留学生に対し、研究奨励費を支給することにより、本学での学術研究への取り組みを支援するとともに、諸外国からの留学生の受入促進にも資することを目的とする。

2. 私費外国人留学生の定義

この要項において、「私費外国人留学生」とは、外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号)別表第 1 に定める「留学」の在留資格を有する者)で、国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

3. 推薦者の資格

私費外国人留学生で、**大学院に平成 21 年 4 月に入学する者(※研究生を含む。)のうち、特に優秀な者。**

ただし、原則として、4 月以降他の奨学金の受給を予定している者は除く。

- (1) 民間奨学団体等奨学金申請者(予定を含む。)の推薦は原則として認めない。
- (2) 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費の申請を予定している者の推薦は妨げないが、本研究奨励費受給者となった場合は、同学習奨励費の受給は辞退することとする。
- (3) 平成 21 年度前期授業料免除申請者(予定を含む。)の推薦は妨げないが、本研究奨励費受給者となった場合は、授業料免除申請の取下げ手続きを行うこととする。
- (4) 東京大学外国人留学生後援会奨学金申請者(予定を含む。)の推薦は妨げないが、本研究奨励費受給者となった場合は、同奨学金の受給は辞退することとする。

※ 研究生のうち研究生期間(在学期間)を終了した後、引き続き(空白期間がないこと)、大学院正規課程に入学する意思のある者をいう。

4. 奨励費の申請

申請者は、合格確定時(研究生は入学許可時)に所属予定の部局長に申請する。

5. 推薦人員

35 名(4 月入学者)

6. 奨励費

月額 150,000 円

7. 申請書類

- (1) 申請書・・・・・・・・・・1 部
- (2) 部局長の推薦書・・・・・・・・1 部

8. 支給期間

- (1) 大学院正規課程に入学する者及び博士課程在籍者については、平成 21 年 4 月から東京大学大学院学則第 2 条に定める標準修業年限までとする。
- (2) 研究生については、最長 1 年間とする。ただし、研究生期間(在学期間)を終了し、引き続き(空白期間がないこと)大学院正規課程に入学した者は、(1)のとおり東京大学大学院学則第 2 条に定める標準修業年限までとする。